

## 専門医制度新整備指針運用細則の改訂の主な内容について

## 1. 整備指針の改訂に伴う修正について

## 【改訂の方向性】

- 整備指針の改訂を踏まえ、運用細則について必要な改訂を行う

## ＜改訂案の要点＞

- 整備指針の改定を踏まえ、整備指針と重複する部分を削除するなど必要な改訂を行う。

## 2. 地域医療従事者や女性医師等への配慮について

## 【改訂の方向性】

- カリキュラム制に柔軟な対応を行うというだけではきちんと対応されない場合が考えられるので、具体的な手順等を明示する

## ＜改訂案の要点＞

- 基幹施設等は、専攻医からの相談窓口を設け、有効な研修が行えるように配慮する。専攻医は、相談窓口への相談後も有効な研修が行えないと判断した場合には、機構に相談することができる。

## 3. 都道府県協議会について

## 【改訂の方向性】

- 地域の実情に応じた協議を協議会で実施するためには、連携施設への医師配置に関して、迅速にきめ細かく情報提供いただく必要があり、基幹施設等は協議会の求めに協力する

## ＜改訂案の要点＞

- 協議会は、機構に連絡し、研修施設群に対し、ローテーション内容等の情報の提供を求めることができ、研修施設群は機構の了解の上、協議会に情報を提供することができる。地域医療への配慮や専門研修レベルを改善するための必要性に応じて、機構は基本領域学会、研修施設群と協同して協議会の求めに協力することができる。